

公共賃貸住宅における暴力団排除について（概要）

1. 経緯

公営住宅における暴力団排除については、都道府県知事あての住宅局長通知（平成19年6月1日付け国住備第14号）により基本方針等が示されたことを踏まえ、地方公共団体が国の補助等により整備及び管理を行う公営住宅以外の公共賃貸住宅についても、居住環境が良好な賃貸住宅の供給促進の目的にかんがみ、暴力団排除の基本的な考え方を示すとともに、暴力団員に関する情報提供依頼等に関して、警察との全国的な連携を強化するため、地方公共団体に対し、通知を発出する。

なお、警察庁においても、都道府県警察本部に対し、同様の対応を行う。

2. 通知の概要

(1) 基本的な考え方

①新規入居申込者の扱い

公共賃貸住宅は、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するために地方公共団体が整備及び管理を行う住宅である。この趣旨を踏まえ、入居申込者が暴力団員である場合、入居決定しないことは公共賃貸住宅の趣旨に反しないことから、地方公共団体において、適切な対応を図る。

※ 暴力団員を入居させない場合は、募集パンフレット等により上記趣旨を周知し、入居の手続において暴力団員ではないことを確約する書面を提出させるとともに入居者が暴力団員であることが判明したときは、賃貸借契約の解除事由となる旨を書面により通知しておくことが望ましい。

②既存入居者の扱い

暴力団員であることが判明した場合において国から家賃減額助成を受けているときは、家賃減額を取り止め、その自主的な退去の促進に努めることとし、また、不法行為等を行った場合には、当該賃貸借契約を解除し、明渡請求を行う。

(2) 暴力団員への対応及び警察との連携・協力強化のための協議

警察に対する情報提供依頼等の暴力団員への対応及び警察との連携・協力強化のための協議は、公営住宅に係る局長通知と同様の対応を行う。

(3) その他

地方公共団体が自ら整備及び管理する賃貸住宅についても、公共賃貸住宅と同様の対応に努める。

